

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：福祉保健局】

機関名称	東京都食品安全情報評価委員会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都食品安全条例第27条
設置年月日	平成16年4月1日
機関の目的 ・所掌内容	東京都食品安全条例第27条
委員数	18人 (うち、女性委員数 11人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	具体的な食品等の安全性等について審議を行うため、商品名、個人名、企業名が含まれ、個人のプライバシー及び企業・団体等の秘密保護のため並びに公開することで公正かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等は非公開としている。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	-
備考	-
HPのURL	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hyouka/index.html
問い合わせ先	福祉保健局健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課 電話番号：03-3363-3472 FAX番号：03-5386-7427